

喜多明人著

## 『子どもの権利条約 わたしたちの独立宣言』

一九九二年四月刊行、ポプラ社（ポプラ社教養文庫）

B6版、二〇四ページ、定価一五〇〇円



国際連合（以下、国連という）は、一九八九年一月二〇日、「子どもの権利に関する条約」（Convention on the rights of the child、以下、子どもの権利条約という）を第四四会期総会において採択した。この条約は、国連・子どもの権利宣言（一九五九年）を基盤として、それにより豊かに肉付けをして成立した子どもの権利に関する総合的な条約である（一九九〇年九月二日効力発生）。筆者は、この条約成立以来、この条約は「人類が二〇世紀に子どもに贈った最大のプレゼント」ともいえるべきものである、とそ

の画期的意義についてさまざまな場所において訴えてきた。国連には、現在、一八一箇国が加盟しているが、そのうちすでに一四〇箇国あまりが、この条約を批准している。

日本政府は、一九九〇年九月二一日、一〇九番目の国として署名し、一九九二年三月一三日、閣議決定後、国会の承認を求めるとを決定し国会に提出した。留保事項は、三七条C（自由を奪われた子どもの成人からの分離）のみで、九条一（子どもの父母からの分離）及び一〇条一（家族再統合のための出入国）について解釈宣言を行なうこととしている。また、「条約の実施のための国内措置」については、「新たな国内立法措置を必要としない」「予算措置は不要である」としている。

本書は、わが教育学研究室の喜多明人助教授が、この条約の対象とする子ども（一八歳未満の者、とりわけ中・高校生）に向かって、この条約の画期的な意義について語りかけた著作である。

喜多氏は、この条約が国連において提唱された一九七八年以来、成立にいたる一九八九年まで、この条約の国連における審議の各年ごとの進捗状況を克明に研究し、日本教育学会の席上で毎年報告してきた日本国内における唯一の研究者である。その着眼の良さと、長期にわたる努力には、

脱帽するほかない。このような地道な努力の積み重ねが、この条約が一九八九年に国連で採択されるやいなや、ただちに条約の訳文を公表し、日本の教育界のみならず子どもの人権問題に関心を有する人々の間に一大旋風を巻き起こしたのである（ちなみに政府が訳文を公表したのは、条約成立後二年半近くも経過した一九九二年三月のことであった）。

この条約四二条（条約広報義務）は、適切にも「締約国は、この条約の原則および規定を、適当かつ積極的な手段により、大人のみならず子どもに対しても同様に、広く知らせることを約束する。」と規定している。

本書は、大人のみならず、子どもにこそこの条約の内容について知ってもらう必要がある、そのためには「条約の子ども向けの訳」が必要であると主張してきた著者が、まづもってその先頭にたって実践した書物である。

本書の目次は、次のようになっている。

プロローグ “主役は子ども”の時代がやってきた

- 1 子どもの希望・子どもの権利条約
- 2 きみは「権利」を誤解していないかい？
- 3 「義務教育」のウソ、ホント
- 4 がまん、がまん、いつまでがまん？

5 世界の子どもは、行動している

6 きみの独立宣言

7 「わたしの内申書をみせてください」

8 自分の人権は自分でまもる

9 もうまてない、きみの出番だ―きみたちが地域をつくる

10 日本の政治家さまへ

11 地球人として生きる

エピローグ きみとこの条約とのふかくてすてきな関係

―子どもの権利条約ネットワークの確立をめざして

補論 どのようにして子どもの権利条約はつくられたか

―もう少しくわしくしりたいとおもっているきみへ

#### 資料編

われわれ研究者は、専門的な事項について研究し、その成果を社会に発表することを重要な社会的責務の一つとしているのであるが、本書のようにまさに二一世紀を担う子どもたちに直接積極的に語りかけることも大切なことではなからうか。とはいっても、筆者の場合なら、どんな内容について子どもに向かって発言できるのであるかか考えるとき、このような書物を率先して公刊した喜多氏の努力に頭が下がる思いがするのである。（浪本勝年）